

令和7年 第8回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和7年8月28日（木）14時00分

2. 場 所：庄内庁舎新館市民ホール2-1会議室

3. 出席委員 9名

会長	4番	秋吉一郎
委員	2番	衛藤将明
	3番	縣浩一郎
	5番	江藤国子
	6番	佐藤政也
	7番	松田浩二
	8番	佐藤誠一郎
	9番	高田英
	10番	大津雄司

4. 欠席委員

1番	久保光輝
11番	竹林論一

5. 議事参与が制限された委員 1名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長あいさつ

(3) 議事

- ①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
- ②農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ③農地法第4条の規定による許可申請について
- ④農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑤非農地証明の発行について
- ⑥農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業）
- ⑦その他

(4) その他

7. 出席職員（農業委員会事務局）

局長 藤川恭司、局長補佐 生野敏博、主査 興梠太希、行政専門員 長松喜久一

(事務局)

総会の次第に従いまして進めていきたいと思いますまず日程1、出席確認及び行事報告であります。出席委員は11名中9名の出席で、会議規則第8条により、総会は成立していますので、ただいまより、令和7年第8回由布市農業委員会総会を開会したいと思います。

では日程2会長挨拶。よろしくお願ひいたします。

日程2 会長あいさつ

(議長)

それではこれより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日1日間をしたいと思いますがこれに異議ございませんか。

・・・・・異議なし・・・・・

異議なしと認めます。

したがって会議は本日1日間と決定しました。次に会議録署名委員の1名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号7番松田浩二委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして採決についてお諮りします。これから採決します。日程第1から第6までのすべての件は会規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

・・・・・異議なし・・・・・

それでは只今より、会議規則第7条による議案の審議を行います。

なお、農業委員会会議規則第12条により議事参与制限における委員は退席をすることになっていますのでよろしくお願ひします。

日程第1、農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について3件。

議案説明事務局お願ひします。

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について 【事務局朗読説明】

(議長)

議案第1号から3号につきましては、報告ということでご了承いただきたいと思います。

次に日程第2、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についての事務局議案説明をお願いします。

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 【事務局朗読説明】

(議長)

それでは議案第4号について説明を担当の6番、佐藤委員よろしくお願ひします。

(佐藤政也委員)

この件につきましては、場所が上重地区の端の方になります。

渡人は今、施設に入っておりまして、娘さんがここ5年間、管理していたのですが、もう管理できないということで、同じ地区に住む、受人に売買することが、できるようになりました。また受人は、コンバインとか、乾燥調製施設を持っておりまして、問題ないと思います。審議をどうぞよろしくお願いします。

(議長)

この件について質疑を求める。なければ承認される委員の挙手を求める。

挙手多数により承認します。

続きまして、議案5号について説明を同じく6番、佐藤委員よろしくお願ひします。

(佐藤政也委員)

5番について説明します。これにつきましては生前贈与という形で、申請があったのですが、受人の住所が湯布院ですが、帰ってきて農業をしておりまして、この半分ぐらい他の人に貸し付けして、小作という形でしているそうです。トラクターとかコンバインは持っておりますので、問題ないと思いますので、審議を宜しくお願ひします。

(議長)

議案5号について質疑を求める。なければ承認される委員の举手を求めます。

挙手多数により承認します。

続いて議案6号について説明を10番、大津委員よろしくお願ひします。

(大津雄司委員)

説明します。場所が挾間町の北方になります。イオンのある北方ですが、西側へ赤野のちょうど山の上というか、下の段になる辺りの宮田保育園周辺の土地になります。

今回、受人ですが、社会福祉法人ということで、農地の取得に関しては、何も問題ないということで、この産土会は皆さんもご存じと思うのですが、保育園の業務であったり子育て支援センターであったりと子供にまつわる業務をやっております。それに伴いまして、すでに農地は取得しております、食育という形で実践型の体験型です。農業体験を子供たちにさせるということで、この農地を使いまして、そういうことをやりたいということで、申請がありましたのでご審議よろしくお願ひします。

(議長)

この件について質疑を求める。

(高田英委員)

すいません。具体的に食育をするため、どういうものを植えたり、食育を実施しているのですか。

(大津雄司委員)

聞いた話になるんですが、すでに田んぼを借りている。田植えをしたり稻刈りをしたり、こういった、体験を子ども達にさせることで、収穫の喜びとかそういったものを、体感させるっていうことと、そこは水田ではないんですけど、野菜とかサツマイモであったり、夏野菜であったりとか、そういう野菜を植えてやっぱり植えて収穫をさせるっていうことで聞いております。

(議長)

その他、質疑ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

続きまして議案7号について説明を7番、松田委員よろしくお願ひします。

(松田浩二委員)

行政書士の立ち会いのもとで行いました。10筆ということでございます。

位置は挾間の朴木の、県道小挾間挾間線沿いであります。目印は、大きなお寺や正雲寺というお寺がある近くです。現状は水田を耕作して、一部は野菜を植えていたんですけど、渡人が離農のためということで、受人が購入ということで、この方は野津原の方で、[REDACTED]を営んでいます。購入した後は、家族ぐるみで耕作し、自家用と会社販売をやろうかなということでございます。審議のほどよろしくお願ひします。

(議長)

この件について質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

続きまして議案8号について説明を7番、松田委員よろしくお願ひします。

(松田浩二委員)

同じ日に、行政書士の方と調査を行いました。場所は朴木の県道小挾間線でございます。県道から市道をちょっとわき道に入ったところで、場所はすべて市道沿いで、面積も小規模面積であり、この受人の方は自家用と個人販売を行うということになって、内田さんは、この現地から車で15分ぐらいのところに自宅を持ってるということで、通勤型の家庭菜園ができるということを聞いております。この方はですね個人事業主ということでございます。審議のほど宜しくお願ひします。

(議長)

質疑を受けます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

続いて議案9号について説明を5番、江藤委員よろしくお願ひします。

(江藤国子委員)

議案番号9番について説明します。場所は九大車両のちょっと庄内よりになります。

渡人は、隣に住んでいる受人が住んでいる家がもうちょっと古くなっていて、渡人の家が、もう誰も今住んでなくて、空き家になっていて、この家の周りの田んぼとかを耕して農業をもっと規模拡大したいということで今回の話がまとまりました。農機具等はもうすでに藤柴さんの倉庫に移してあって、特に問題ないと思います。以上です。

(議長)

この件について質疑を求める。承認される委員の挙手を求める。

· · · · · · · · · · 拳手多數 · · · · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

続いて日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について1件あります。

議案説明を事務局お願いします。

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について 【事務局朗読説明】

(議長)

議案 10 号について説明を 10 番、大津雄司委員お願いします。

(大津雄司委員)

説明します。資料が1ページ目からになります。

先ほどの3条と一緒に場所ではあるのですけど、近場で近くの用地なのですけれど、以前、最近ではなくて3条申請があった場所ではあります。

現状、畑というか、農作物を植えるような用途でしっかり使われていたようですが、ちょっと山際で林や木が多くて、イノシシが結構出まして、そういういた被害にかなり合うということで、すごい悩んだ末の駐車場ということで、土地をしっかり使っていきたいということで今回、駐車場用地ということありますので、ご審議よろしくお願いします。

(議長)

この件について質疑を求める。

(高田英委員)

今、大津委員が説明されたように、何か最近3条申請があつたような気がしてたんです。農地の取得年月日はいつになるんですか。

(事務局)

今、明確に言えないんですけど、2年半ぐらい前です。

(高田英委員)

（アーチー・マクマホン）

(事務局)

令和4年の12月です。

(高田英委員)

3年は経っているんやな。この利用計画図を見ると、478-1の申請地の477-11っていうのは、これも申請地になっているの。

(事務局)

477-11は今、雑種地になっていて、これカラーだったらもうちょっとわかりやすいんですけども、申請地自体はこの車2台って書かれている部分と、車3台で書かれている部分。ここの範囲が申請地っていうことになります。

広さ的にも本当に2台3台がいいところかなというぐらいの面積でした。

ちょうど478の利用計画図で言うところのページで言うと、5ページです。

478 の左側に、真ん中に線が入っていると思うんですけど、ここでちょうど下の段と上の段とちょっと段差がついています。車2台って書かれている方が一段高い。

(議長)

他に質疑ありませんか。

(衛藤将明委員)

ここに隣接している、478の3は以前に、駐車場っていうことになっているってことですね。

(事務局)

はい。そうです。ご存じの方はあれなのですけど、結構前の道路とかも狭くて、もともと園自体の駐車場はそんなになかったんですよ。

特に朝夕の登下校の時間とかに周辺住民の方に迷惑をかけるっていうところで、ちょっと前から転用とかで駐車場用地を増やしてきていました。

今現在大分緩和されたらしいんですけども、それでも朝夕のピーク時はどうしても地域の方に迷惑をかけてしまうっていうような実情もあって、今回ここをイノシシとかですね、農作物がまともに育たなかつたっていう現状も踏まえて、こちらをもう一度駐車場用地として活用したいっていうところになつたっていうふうに聞いております。

(議長)

それ以外ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · · 拳手多數 · · · · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について4件。

事務局説明をお願いします

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について 【事務局朗読説明】

(議長)

議案第 11 号について、担当の議席番号 3 番、縣委員。

(縣 浩一郎委員)

はい。よろしくお願ひします。

場所は日野病院と山崎グランドの間ぐらいから 500 メートル上った場所です。資料の 9 ページ。奥の方が、木が生え、周りの農地も活用されてない状態となっています。また今回の売買の方は公務員であり問題ないかと思います。

(議長)

この件について質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 12 号について説明を担当の 10 番、大津委員よろしくお願ひします。

(大津雄司委員)

資料が 12 ページからになります。

場所が 210 号挾間郵便局から北のほうに上っていただいて、菊家と宮田団地を過ぎまして、右側に入る道があります。1 段開けた場所になります。もうすでに家が立ち並んでいるようなところであります。今回、開発案件であると思います。今回こういった申請になっております。

(議長)

この件について質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

続きまして議案 13 号について説明を担当の 7 番松田委員、お願ひします。

(松田浩二委員)

資料の 18 ページからです。場所は挾間の三船。ワタキューってあるのですけど、ワタキューの真向かいです。周りは、もうすべて宅地になっています。

その中でポツンと、農地があるのですけど、今回、大分市の原さんという方が、今回購入するということで、現場を見て配水の面も、雨水は水路組合と話がついている。汚水は集落排水のほうにつないで放流するということで今、協議中ということでございます。住宅地が進んでいる状況もあり問題がないかと思いますので、審議をお願いします。

(議長)

この件について質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

続きまして議案 14 号について説明を担当の 10 番、大津委員よろしくお願ひします。

(大津雄司委員)

説明します。資料が 25 ページからになります。

場所がサニーヒルゴルフ場の北側に小さい川なんですけど、黒川があります。

川に沿った道沿いの用地になります。今回、このように申請出てきてるんですけど、今年の 2 月に農振除外で出てきた案件になります。

ちょっと出席していなくて後で見返したんですけど、面積がかなり広いので、非農地証明がこの後あとのですけど、この用地と関連しております。かなり広い面積に、資材置き場であり、[REDACTED] が使うということなんですけど、結構広いんで自分としては、ちょっと悩むとかあったんですけど、やむなしだなって思うのですが、資材置き場の用途はいいのですけど、ちょっと心配だなと思う事もありますので審議をお願いします。以上です。

(議長)

この件について質疑を求める。

(大津雄司委員)

雨水をこれ自然浸透のみでしているんですよ。

多分非農地が今度、これも結構大きい面積なんですけど、どのようにちょっと、使っていくのかが心配で、この道沿いに水路があるんですけど、用水路はあるんですけど、出し場はそこしかないなっていうふうに主観的には思います。雨水が最近はひどいので、多分砂利を若干敷くぐらいでやるのかなと、自然浸透なんて、もし何かことが起きたときに、大丈夫か心配しておりますので。

(議長)

この既設のスロープは、ここだけなのか全体的にこの方向でスロープがあるのか。

(事務局)

ちょっと草がぼうぼうで、スロープ自体っていうのは明確にはわからなかつたんですけど、地形から考えるに、ここから乗り入れる、その道のところを膨らんでいるかと思うんですけども。29 ページで言うと、1214 の 2 そこも道なんですね。あと、道って書かれてるところも市道ですし、その上の 1311-5 これも市道敷きになります。その膨らみからこう乗り上げるところの道は間違いなくあるんだろうなっていう形なんですけども、正直上の方まで登りきって見てはいないので、そこから先どの程度延長があるかっていうのは僕もちょっとわからない。先ほどの排水関係のお話なんですけど、砂利敷き、最終的に砂利敷きっていうところで、流量自体を保証するわけではないので、今までと変わらないような形のかなと。あと、排水関係で、水路組合関係もあたつたらしいんですけども、受益地じゃないと言われて、同意が得られなかつたというところで、自治区の海老毛の自治委員に、本当に話に行って、その方の同意っていうところはもらってきてています。

(大津雄司委員)

そこで問題なれば、もうしようがないなど見た感じ水路も狭いと思います。

これだけの面積が多分あれですよね。非農地もそうですけど、そこをどういうふうにするかも含めて考えると、雨量がその木がある状態とない状態で、作ったときに

その状況がどうなるかっていうのはちゃんと想定できているのかなっていうのが、斜面地でもありますんで、多分下にこの道の方に落ちていくと思う。

先ほども言ったように最終的にそっちに行くのかなって思うんですけど、その途中の状況はちょっと心配だなと思います。要は近くに宅地あるんですよね。隣も長く囲まれるような感じ。プレハブの横なんです。そこら辺はもうしようがないかなと。

(事務局)

申請地の横の方の家が宅地最後かなっていうぐらいあるんですけど。

(議長)

質疑ありませんか。なければ、承認される委員の挙手を求めます。

拳手多数

挙手多数により承認します。

日程第5、非農地証明の発行について 10件あります。

議案説明事務局お願いします

日程5 非農地証明の発行について

【事務局朗読説明】

(議長)

（説明） それでは議案 15 号について質疑を受けます。

なければ採決をいたします。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

挙手多数により、非農地証明発行を決定いたします。

続きまして議案 16 と 17 号については、9 番高田委員が会議規則第 12 条の議事参与制限により退席となります。

議案16号について、質疑を受けます。採決をいたします。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手をします。

拳手多数により非農地証明を発行いたします。

議案 17 号について質疑を受けます。なければ採決をいたします。
現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

拳手多数

挙手多数により非農地証明を発行いたします。

議案18号について質疑を受けます。なければ採決をいたします。
現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで非農地証明をしてよいと思われると、挙手を求めます。

挙手多数により、非農地証明の発行を決定いたします。

第19号について質疑を受けます。なければ採決をいたします。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

挙手多数により、非農地証明発行を決定いたします。

議案 20 号について質疑を受けます。なければ採決をいたします。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明をしてよいと思われる委員の挙手を求めます。

拳手多数

挙手多数により、農地証明発行を決定いたします。

議案 21 号について質疑を受けます。なければ採決をいたします。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案 22 号について質疑を受けます。質疑ありませんか。なければ採決をいたします。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

………**多數手筆**………

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案23号について質疑を受けます。なければ採決をいたします。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の拳手を求めます。

拳毛多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案24号について 質疑を受けます。なければ採決いたします。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということでの非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

拳手多数

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

続いて日程第6農用地利用集積等促進計画について10件ほどあります。

議案説明事務局お願いします。

日程 6 農用地利用集積等促進計画に意見聴取について

【事務局朗読説明】

(議長)

議案の 25 号から 34 号です。一括して質疑を受けます。

質疑ある方は議案番号を述べるようにお願いしたいと思います。ありませんか。

なれば一括して承認に移ります。

承認される委員の拳手を求めます。

議案25から34号を承認します。

その他、何かありますか。

なければ以上で、会議規則第7条による新議案審議は終了します。

審議お疲れ様でした。